

特別養護老人ホーム ゴールドライフ大東
施設長様

岐阜県西濃保健所長

給食施設の栄養管理に関する指導の結果について

健康増進法第22条及び岐阜県特定給食施設等指導要綱の規定による調査指導結果は下記のとおりでした。
改善を要する項目については、今後改善に努めてください。

実施日：平成31年1月9日		栄養指導員：加納 河合	
	調査項目	施設の状況・改善事項等	
運営管理	常勤の管理栄養士又は栄養士が配置されている。 (法第21条第1項、第2項、施行規則第5条、第7条、第9条)	有	・管理栄養士により適切な栄養管理がなされています。
	業務を委託している場合、委託契約書により業務分担が明確になっている。(通知第2の4(2))	適	
栄養管理	利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握している。(施行規則第9条1)	適	・喫食者の身体状況、栄養状態等を定期的に把握し、これらに基づいた食事が提供されています。
	利用者の状態に応じた給与栄養目標量（献立作成基準）を設定している。(通知第2の1(2))	適	
	予定給与栄養量及び実施給与栄養量を算出している。 (通知第2の1(2)(4))	適	
品質管理	提供した食事の品質管理と評価をしている。 (施行規則第9条1)	適	・献立表、栄養給与量の算出結果、検食簿等必要な書類が整備されています。
	献立作成基準に基づいた献立を作成している。 (通知第2の1(2))	適	
	喫食者に魅力ある献立となっている。 (通知第2の2(1)(2))	適	
	業務の内容が確認できるよう関係帳簿が整備されている。 (施行規則第9条4)	適	
情報提供	献立表の提示を行っている。(施行規則第9条3)	適	・献立表の掲示がなされています。 ・喫食者や家族に対して、ポスターやリーフレット等による健康づくりの情報提供をされることが望まれます。
	栄養成分の表示を行っている。(施行規則第9条3)	適	
	健康や栄養に関する情報の提供を行っている。 (施行規則第9条3)	適	
衛生	大量調理施設衛生管理マニュアル等に従った衛生管理を行っている。(施行規則第9条5)	—	・食品衛生監視員により指導済み

健康増進課健康づくり係

担当主幹	新谷	担当	加納
TEL	0584-73-1111(内線281)		
FAX	0584-74-9334		